

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県A市所在のY会社に入社し、土木工事現場の工事責任者として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日12時頃、Z工事現場において、事務所前に駐車していたライトバンに弁当とお茶を取りに行った際、ドアノブに右手をかけた損なって、その反動で尻餅をついたところ、地面が斜面になっていたため、後方に転がってしまい、地面に頭を着いた状態になった（以下「本件災害」という。）とされている。特に外傷はなかったが、請求人は、翌〇日の朝、左下半身に痺れを感じ、その後、左上半身から右半身へと症状が広がったため、同月〇日にB病院に受診した。同病院では、「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、その翌日の〇日にはCセンターに転院して「頸髄症、四肢不全麻痺、腰部脊柱管狭窄症、脊髄炎」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、D病院、E病院等で治療を継続した。

請求人は、発症した傷病は、平成〇年〇月〇日に工事現場で転倒したことが原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたが、監督署長は請求人の主張する災害発生状況と傷病に医学的相当因果関係はないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求において、請求人の本件傷病は、本件災害が原因であり、業務災害であると重ねて主張している。

(2) そこで、請求人に発症した四肢不全麻痺等の業務起因性について検討する。

ア 請求人は、複数の医療機関に受診し、脊髄炎の他、頰椎症性脊髄症等、複数の傷病名が診断されているが、本件医証を総合すると、請求人には、C3/4、C4/5、C5/6、C6/7の頰椎椎間板の変性があり、本件災害発生以前から、基礎疾患として頰椎症性脊髄症及び頰椎脊柱管狭窄症が存在している。本件災害後、翌日の左下肢痺れから、四肢不全麻痺に至るまで、徐々に症状が出現しており、請求人自身Cセンター退院（平成〇年〇月〇日）後も病態は増悪した旨申述している。しかしながら、外傷性脊髄損傷では、特殊な例を除けば、その麻痺症状は徐々に改善することが一般的であること、MRI所見から外傷を裏付ける所見が見当たらないことなどから、症状がなくとも頰椎脊柱管狭窄の状態にあり、仮に本件災害が発生しなかった場合においても、請求人の上記傷病は顕在化する状態にあったものと推認されるものである。

イ ここで、上記本件医証の中に本件災害との相当因果関係の存在に肯定的な意見（F医師、G医師、H医師及びI医師）も見受けられるので、念のため、これらの意見について検討する。

本件災害と傷病との医学的相当因果関係について、まず、F医師の意見書は、「はっきりと災害との関連を裏付けるものはないが、ストレスが誘因となった可能性はある。」といった表現であり、本件災害との関係については、推測の域を出ないものである。次に、G医師の意見書は、「症状が無くても、頸部脊柱管狭窄の状態があり、転倒という外傷を契機に発症したと思われる。」としているが、かっこ書で「転倒したために頸部脊柱管狭窄を生じることはないが、症状を発症することはある。」とし、さらに頸椎症性脊髄症の一般的な発症原因については、「先天的に頸部脊柱管狭小化があり、加齢に伴う変性が加わったために発症することが多い。」としている。H医師の意見書は、「脊髄圧迫による症状と思われた」としているが、その根拠は示されていない。最後に、I医師の審査請求調査書は、「素質があって、負傷を契機として症状が出たと考えれば、災害との因果関係がないとは言えない。」と、可能性を述べるにとどまるものであり、加えて、「C5/6の間が狭くなって椎間板の年齢的变化が認められる」とし、「また、骨棘が出て、脊髄腔が少し狭くなっている箇所も認められ、軽度の頸部脊柱管狭窄症があったと思われる。」との記載もある。

したがって、上記各医師の意見は、上記アの認定を左右するに足りるものとは認められない。

ウ なお、請求人は、再審査請求に当たり新たな医証としJ医師の意見書及びK医師の意見書を提出し、いずれも上記相当因果関係を肯定的に所見する意見として援用する。

しかしながら、上記J医師及びK医師とも本件災害と傷病との相当因果関係について単に「可能性は否定できない」としたり、「時系列で診察していないので判断できません」とするものであり、上記アの認定を左右するに足りるものではない。

エ また、請求人は、本件災害の翌朝（平成○年○月○日朝）から左側の下半身にしびれを感じ、違和感を覚え始めたと述べ、B病院に受診した平成○年○月○日にも、医師の質問に対して、本件災害は些細な出来事としか認識し

ておらず、これといった大きな怪我や出来事もないため、「何も思いつくことはない。」と話している。さらに、L医師の意見書には「災害の状況から頭部又は頸部に外傷が加わったとは考えられない」と記載されており、M医師の鑑定書においても「本件災害が契機となり本件基礎疾患が著明に増悪したか否か判断できない」と所見されている。よって、上記の基礎疾患が本件災害により自然経過を超えて著明に増悪したとも認められない。

(3) 以上のとおり、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人の他の再審査請求の理由についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものを見出すことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。